



# らくてんちジュニアサッカースクール 規 約

株式会社楽天地オアシス

（名称および所在地）

第 1 条 本サッカースクールは、「らくてんちジュニアサッカースクール」（以下「当スクール」という。）と称し、株式会社楽天地オアシス（以下「当社」という。）が主催、監修、運営をし、本事務所を当社（東京都墨田区江東橋四丁目 2 7 番 1 4 号）内に置きます。

（目 的）

第 2 条 当スクールは、サッカー本来の楽しさを伝え、一貫した指導方針のもと個人の成長に伴ったスキルアップを目指すとともに、スポーツへの正しい理解を深め、健全な心身の育成を図り、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。

（構 成）

第 3 条 当スクールは、U-6（幼稚園年中・年長児）、U-8（小学校 1・2 年生）、U-10（小学校 3・4 年生）および U-12（小学校 5・6 年生）の 4 種類のクラスならびに週 1 日および週 2 日の 2 種類のコース（月曜日および火曜日開催）で構成します。

（入会資格）

第 4 条 当スクールに入会できる者は、親権者の承諾を受け、本規約に賛同した者であって、スポーツを行うに適した健康状態であり、当スクールが入会に適すると認めた者としてします。

（入 会）

第 5 条 当スクールに新規入会を希望する者は、次の各号の定めを承諾のうえ該当するクラスに申し込むものとし、当スクールが認めた場合に（1）に定める手続きを完了することにより、入会することができます。

（1）入会を希望する者およびその親権者は、所定の入会申込書、誓約書および健康診断書に必要事項を記入捺印して、当スクールに提出するものとしてします。また決済アプリ Sgrum（以下「Sgrum」という。）に会員登録を行うものとしてします。

（2）記載事項に虚偽または故意の未記入欄があるときは、入会を認めない場合があります。

（3）一旦支払われた入会金、更新料および月会費（以下「月会費等」という。）につきましては、理由の如何を問わず返金できません。

（4）入会時 Sgrum 登録の不備等により月会費等の決済が遅れた場合、当月中に Sgrum 内で支払うか当スクール指定の口座に振り込むものとし、振込みにかかる手数料は会員負担とします。

（5）入会金は 10,000 円（消費税等別途）とし、入会月は入会金および当月分月会費とを合わせて Sgrum 内で決済するものとしてします。なお、月の途中での入会等、各月の所定回数に満たない回数の参加であっても一切の割引は行わないものとしてします。

（月会費等の支払方法）

第 6 条 当スクールに入会した者（以下「会員」という。）は別に定める月会費等について、当月分を当月末日までに支払うものとしてします。

2 当スクールの月会費等の支払方法は、原則として Sgrum にクレジットカードを登録したうえで毎月 26 日前後に当月分の決済を行うものとしてします。

3 決済ができなかった場合は、当月中に Sgrum 内で支払うか当スクール指定の口座に振り込むものとし、振込みにかかる手数料は会員負担とします。

（健康の保持）

第 7 条 当スクールで必要と認めた場合には、会員に対して、健康状態を証明できる書類等の提出を求めることができるものとしてします。

2 会員および親権者は、当スクール活動に支障がないよう健康状態を保持することに努めるものとしてします。

（届出事項の変更）

第 8 条 会員および親権者は、住所、氏名、電話番号、連絡先等が変更になったときは、すみやかに当スクールに届け出るものとしてします。

（活動期間、振替および練習中止）

第 9 条 活動期間は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年間とします。

2 当スクールの活動は、公表した年間スケジュールに沿って行うものとしてします。ただし、やむをえない事情がある場合はスケジュールを変更することができるものとしてします。

3 当スクールは、雨天および気象庁が各種警報を発令した場合など、悪天候によりスクールの実施が危険と判断した場合は練習を中止します。なお、この際の振替についての決定および日程調整は、当スクールに一任するものとしてします。

（更 新）

第 10 条 会員から特段の申し入れがない場合、更新は自動更新とします。退会等を希望する場合は、3 月 20 日（土日祝の場合は翌営業日）までに当スクール指定の方法にて手続きを行うものとしてします。

2 更新の際、所属クラスおよびコースは前年度のものを継続するものとしてします。ただし、新 1 年生、新 3 年生および新 5 年生が更新をする場合は上級クラスに移行するものとしてします。

3 更新の際は、4 月分の月会費と合わせて年間更新料 1,000 円（消費税等別途）を Sgrum 内で決済するものとしてします。

（休 会）

第 11 条 会員は当スクールに所定の休会届を提出することにより、当スクールを休会することができます。

2 休会をした場合は、当該休会月は月会費ではなく休会費として月額 1,000 円（消費税等別途）を Sgrum 内で決済するものとしてします。

3 前月にさかのぼっての休会申請を行うことはできません。

4 休会を希望する者は、所定の届出用紙を 20 日（土日祝の場合は翌営業日）までに当スクールに提出した場合、翌月から休会することができるものとしてします。

5 休会した会員が復帰を希望する場合は、所定の届出用紙により当スクールの承認を得るものとし、承認を得た日から復帰することができるものとしてします。

（退 会）

第 12 条 退会を希望する者は、所定の届出用紙を当月 20 日（土日祝の場合は翌営業日）までに当スクールに提出した場合、当月末日に退会することができるものとします。

（休校および閉鎖）

第 13 条 当スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他当スクールの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休校もしくは閉鎖することができるものとします。

（除 名）

第 14 条 会員および親権者が、次の各号のいずれかに該当するとき、その他当スクールが会員として不適当と判断した者に対し、当スクール会員から除名することができるものとします。

- （1）当スクールの名誉と品格を毀損したとき、または他の会員およびスタッフに対して迷惑となる行為があったとき。
- （2）当スクールの規約およびその他のルールに違反したとき、または違反したと当スクールが認めたとき。
- （3）入会または更新に必要となる費用を滞納し、当スクールから催促を受けたにもかかわらず支払いがなされないとき。
- （4）月会費を合計 3 か月分以上滞納し、当スクールから催促を受けたにもかかわらず支払いがなされないとき。
- （5）いわゆる暴力団等反社会的勢力の関係者であると当社が認めたとき。

（スクール参加）

第 15 条 当スクールから指定がない限り、当スクールへは現地集合、現地解散となります。なお、当スクール参加に際しては安全に心がけ、スクール終了後はすみやかに帰宅するものとします。

（コースおよび曜日変更）

第 16 条 コースおよび曜日変更は月単位とし、所定の届出用紙により毎月 20 日（土日祝の場合は翌営業日）までに当スクールに変更届を提出することにより、翌月 1 日からコースおよび曜日変更をすることができるものとします。また、毎月 20 日（土日祝の場合は翌営業日）を過ぎて変更届を提出した場合は、翌々月からコースおよび曜日変更をすることができるものとします。ただし、変更を希望される曜日がすでに定員に達している等の理由により、変更できない場合があります。

（免責事項）

第 17 条 当スクールにおける盗難、怪我、その他の傷害事故について、当スクールは責任を負いません。当スクールに故意または重大な過失がある場合は、損害賠償責任は当スクールが加入しているスポーツ安全傷害保険の賠償額を限度とします。

（保 険）

第 18 条 会員は入会手続き終了後、スポーツ安全傷害保険に加入するものとします。加入手続きは当スクールが行い、保険料は当スクールが負担するものとします。なお、傷害事故の場合における補償は、加入する保険会社の約款に従うものとします。

- 2 保険の適用は、加入手続き完了後からとなります。
- 3 加入手続き完了までの傷害事故について、当スクールは責任を負わないものとします。

（肖像の使用と個人情報保護）

第 19 条 会員および親権者等の肖像は、当スクールの広告宣伝においてのみ使用することができるものとします。それ以外の個人情報の利用につきましては、当社プライバシーポリシーに基づき取り扱います。

（付 則）

第 20 条 当スクールは、随時本規約および各種費用等を変更・改定することができるものとし、本規約に定めのない事項については必要に応じて定めることができるものとします。なお、本規約を変更・改定したときはすみやかに会員に対して告知するものとし、本規約の変更・改定について当スクールより Sgrum にて変更・改定内容を通知し、ホームページ上に新規約を掲載するものとします。スクールに参加した会員は、本規約の変更・改定事項および新規約を承諾したものとみなします。

2011年6月 1日 制定  
2014年3月25日 改定  
2015年4月 1日 改定  
2023年5月 1日 改定  
2024年4月 1日 改定  
2024年5月 1日 改定